#### (結果公表様式)

# 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(素案)に対する

## パブリックコメントの結果について

#### 1 募集の概要

件名	第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(素案)について		
意見の募集期間	令和元年12月6日(金)~令和2年1月6日(月)		
意見の受付方法 電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接			
意見の周知場所 市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、総合			
	センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、袮津公民館、		
	和コミュニティーセンター、北御牧庁舎		
結果の公表場所	市ホームページ		
提出状況	(1) 提出者数 13人 (2) 提出意見数 58件		
実 施 機 関	東御市市民生活部 生活環境課課 環境対策係		
	電話:0268-64-5896 ファックス:0268-63-6908		
電子メール: seikan@city.tomi.nagano.jp			

#### 2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	4	6
В	ご意見を反映させるもの (または修正したもの)。	4	10
С	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	5	12
D	ご意見を反映できないもの。	0	0
	・法令等で規定されており、市として実施できないもの。		
	・実施主体が市以外のもの。		
	・市の方針に合わないもの。など		
Е	その他のご意見(質問、感想等)。	12	30
	計	25	58

- ※第2次地球温暖化対策地域推進経過う計画(素案)の内容に直接関係しないご意見等については、区分Eのその他のご意見に集計させていただいております。
- ※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数( $\bigcirc$ 人)と一致しません。

### 3 ご意見の内容と市の考え方について

# ※類似の意見については集約し、()にて意見数を表示しております。

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
	カーボンニュートラルは伐採や運搬	カーボンニュートラルについては	
	で CO2 は排出され、伐採した分の植	環境省や林野庁の HP にも記載さ	
1	林をしても成木になるまでのタイム	れている考え方であるため、当計画	T.
1	ラグが発生する等から、机上の空論	では採用しております。	$\mathbf{E}$
	であり、多くの識者が異議を唱えて		
	いる。(2)		
	カーボンニュートラルはカーボンオ	本文の説明について、頂いた意見を	
	フセットの考えに基づき、燃焼時排	参考に変更いたします。	
	出された分の CO2 を吸収固定でき		
	るだけの森林再生が必要となる。そ		
2	れがなければ膨大な CO2 を排出す		В
	るだけであり、計画内の説明では不		
	適当である。(4)		
	(カーボンニュートラルに関する標		
	記の訂正案をいただきました)		
	「資料3温室効果ガス削減量の算	カーボンニュートラルの観点か	
	定方法」の中に信州ウッドパワー	ら木質バイオマス発電による排	
	の発電出力をもとにした計算があ	出量は0とし、化石燃料を使用し	
3	りますが、これは削減量ではなく	て同等の発電を行った際の数字	٨
3	排出量ではないか。	が削減できると考えております。	$\mathbf{A}$
		そのため、表中の計算は排出量の	
		計算となりますが、削減量として	
		います。	
4	「資料3 温室効果ガス削減量の算	頂いた意見を参考に、今後検証いた	
	定方法」の木質バイオマス発電所に	します。	
	よる削減量は、木質バイオマス発電		
	分を中部電力が発電しないことを前		
	提にしており、カーボンニュートラ		$\mathbf{C}$
	ルの考えから木質バイオマス発電に		
	よる排出量を0とみなしているが、		
	中部電力が実際にどれだけ発電量を		
	減らすか明確でない。(2)		
	木質バイオマスエネルギーは活用さ	計画されている森林経営に基づい	
5	れなかった生物由来のエネルギーを	て間伐などに伴う活用されない生	$\mathbf{C}$
	有効利用することで、本来の用途が	物由来の未利用材をバイオマスエ	

	ある森林木材をバイオマスエネルギ	ネルギーに使用します。	
	一のために伐採するのは本末転倒。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	普及促進するようなものではない。		
	本当に木質バイオマス発電所が	カーボンニュートラルの観点から	
6	CO2 排出量の削減に貢献するのか	化石燃料の使用削減につながると	${f E}$
	疑問である。(4)	考えております。	
	木質バイオマス発電所による削減量	カーボンニュートラルの観点から	
	として約 8,000 t の削減とあるが、	二酸化炭素は0として扱っており	
7	木材等燃焼時における二酸化炭素、	ます。また、メタンや一酸化炭素等	٨
1	メタン、一酸化炭素等の排出量につ	についてはP2に記載しているとお	$\mathbf{A}$
	いて試算を行われていないのは不作	り、当計画では対象としておりませ	
	為である。	ん。	
	木質バイオマス発電所の削減量計算	運搬距離や回数等、不明な部分があ	
0	には木材運搬やチップ化等の際に排	るため反映しておりません。	$\boldsymbol{C}$
8	出される CO2 が入っていないため、	頂いたご意見について、今後の参考	C
	計算に入れるべきではないか。(3)	にさせていただきます。	
	木質バイオマス発電所で生産された	住宅用太陽光発電の余剰売電と同	
	電力が市外で使われるなら東御市に	様で、発電された電気が送電の中で	
9	何も恩恵がない CO2 を排出する施	すべてが市内で消費されるとは限	${f E}$
	設なので、もっと計画の中で考慮す	りませんが、電力需給につながると	
	べきと感じる。	考えます。	
	過去に木質バイオマス発電所の説明	施策については市民・事業者の取り	
	会を要請した際は「市は関係ない」と	組みも含めて記載しており、市が主	
1.0	したのに、施策目標の実績には組み	体でないものも含まれています。	T.
10	込まれていることから、市が主体と	施策目標にて計算を行っているも	$\mathbf{E}$
	なって導入する施策として位置づけ	のはその時点で入手できた情報か	
	られている。どういうことか。(4)	ら計算しています。	
	施策総括表での「再生可能エネルギ	「その他再生可能エネルギー設備	
	一の利用促進」内の「その他再生可能	の導入」として位置づけており、バ	
	エネルギー設備の導入」の削減目標	イオマスエネルギー設備の導入に	
1 1	は木質バイオマス発電所の数値が使	ついても同ページにて記載してお	В
	用されているが、「5 具体的な施策	ります。	
	と取り組み内容」に木質バイオマス	区分を見直し、わかりやすい表記に	
	発電所の記載がない。(3)	変更いたします。	
	施策総括表の「その他再生可能エネ	小水力発電や地中熱利用等につい	
12	ルギー設備の導入」の 2018 年度実績	て研修や調査データ等による情報	
	に「情報収集を行い、導入の可能性を	収集を行い、当市へ導入が可能かを	${f E}$
	検討した」とあるが、具体的にどのよ	検討しています。	
	うな検討を行ったのか。(3)		

	「その他再生可能エネルギー設備の	1 施策のみを 10 年分記載する必要	
	導入」について、第1次計画からどの	はないと考えます。	
1 3	ように見直して施策を決定したか、	また、過去の報告につきましては市	$\mathbf{C}$
	2010年から2019年までの年度ごと	HP にて議事要旨として公開して	
	に具体的に明らかにすべき。	おります。	
	木質バイオマス発電所(信州ウッド	算定方法の表についてはレイアウ	
	パワー)の名称が「資料3 温室効果	トの関係から縮小をせざるを得ず、	
1 4	ガス削減量の算定方法」内の小さい	文字が小さくなっております。	T
1 4	字しかなく、隠そうという印象を受	また、取り組み内容については実施	E
	ける。どのような意図でこのような	主体が事業者であるため、特定の名	
	標記になっているのか。	称を記載しません。	
	木材燃焼にともなう発熱量について	頂いたご意見を参考に今後検証い	
	検討されていない。木質バイオマス	たします。	
1 5	発電所の発熱量により東御市の気温		$\mathbf{C}$
	がどの程度上昇させるかの検討がな		C
	いのは不作為である。		
	木質バイオマス発電所のため木材が	森林の保全については P42 に記載	
	足りない分は放射能汚染材を持って	されており、環境破壊につながる過	
	   こられたり、市内の森林を伐採され	度な伐採は行われないと考えます。	
1 6	たりして、CO2 の増加や環境悪化す		${f E}$
	るのではないか。また、災害等で火災		
	などの大きな事故が発生するのでは		
	ないか。(3)		
	実効性のない、計画の数値目標のた	木質バイオマス発電は再生可能エ	
	めの木質バイオマス事業を推進して	ネルギーとして位置づけられてお	
1 7	も、空気や土壌の汚染、森林の破壊等	り、環境を汚染・破壊するものとは	$\mathbf{E}$
	   が容易に想像できます。市として責	考えておりません。	12
	任をもって自然を守ってほしい。		
	2019年10月に気候変動政策等の専	頂いたご意見について参考にさせ	
	門家や市民団体等 276 人が連名で	ていただきます。	
	   「固定価格買取制度におけるバイオ		
	マス発電の認定に温室効果ガス削減		
	   評価を求める声明」を発表したこと、		
1 8	経産省が 2019 年 4 月にバイオマス		$\mathbf{C}$
	   持続可能性ワーキンググループを設		
	   置し、主に液体バイオマス燃料の持		
	続可能性について審議を進めてお		
	   り、バイオマス発電における GHG		
	評価については今後の課題としてい		
L		<u> </u>	

	ることについて、どう認識しているのか。		
1 9	第2次東御市地球温暖化対策地域推 進計画の策定過程が周知されていな いことは、パブリックコメント実施 要領が添付されていないことに象徴 されている。なぜ市民から意見を求 めるのか計画策定の矜持を求めた い。	実施要領についてはホームページでの公開をしておりました。	E
2 0	当市の独自性を持つ第2次東御市地 球温暖化対策地域推進計画(素案)で あるために、策定の経緯、庁内委員 会、協議会、審議会等でどのような議 論をなされたのか経過を示すことが 求められる。最低でも議事録を掲載 すること。	議事録についてはホームページで 公開しなければならないところ、第 2回、第3回の更新がされておりま せんでした。ホームページを更新し ましたのでご覧ください。	E
2 1	計画の基本方針についてどのように 導かれたか不明。第1次計画の PDCAの結果が第2次計画であり、 これまでの取り組みが示されて初め てSDGs との関連を示すことができ る。それがないため、なぜSDGs の 目標達成に資するのかが説明されて いないことになる。	基本方針については施策の大分類が分かりやすく、連動したものになるよう作成をしております。第1次計画については記載内容を追加します。また SDGs は独立した世界目標であり、当計画の施策を推進することで目標達成に貢献します。なお、市では、2020年3月1日に施行する「東御市 SDGs 庁内推進指針」において、総合計画に関連する施策と SDGs の関連を明らかにするとともに、市の SDGs ローカル指標を用い、SDGs の目標達成にどう貢献したのかを計測・評価し、PDCA サイクルを回していくととしています。	В
2 2	第2次計画なので、第1次計画の内 容及び成果を提示すべき。	記載内容を追加します。	В
2 3	国際社会・国内・長野県の取り組みが あるならば東御市の取り組みを示す べきであり、第1次計画の経過及び	年表として示していませんが、P22 にて東御市の取り組みを示してお ります。	A

2 4	総括は必須である。 また、年表に東御市の動きを示すべきである。 現状趨勢ケースの削減量について、 短期で基準年度比 6.5%、長期で 15.1%と数字が増加しているのに対し、対策ケースの削減量のうち、東御市分が短期で 30.7%、長期で 24.5%と数字が減少していることに違和感を覚える。 また、対策ケースの削減量のうち、 2013年度から 2019年度までの実績 (単年度分除く)と国の取り組みに	したものであり、第1次計画に基づく削減をしている状態での推計です。そのため、削減量には市民・事業者・市の取り組みや、国・県の取り組みも含まれています。対して、コメントにある対策ケースの東御市分というのは削減量全体の中の割合であり、現状趨勢ケース	В
	よる削減量推計という「施策外の削減量」が70%前後となっており、その内訳を示してほしい。	の削減率と比較できるものではありません。 また、国の取り組みによる削減量推計についてはP31、P63に示しています。 2013年度から2019年度までの実績(単年度分除く)につきましてはP61に記載をいたします。	
2 5	パブリックコメントを募集するので あれば、「計画の中心的施策」を最初 に乗せ、「地球温暖化問題の解説」は 巻末資料にした方がよい。		C
2 6	「東御市における部門別温室効果ガス排出量が約3割と最も多い運輸部門の排出量削減は欠かせません」とあるが、具体的、積極的な内容がない。	P39~41 に取り組み内容が記載しておりますが、さらなる具体的施策や改善等を、いただいたご意見を参考に今後検証いたします。	A
2 7	施策総括表の「コンパクトなまちづくりの推進」の実績状況が「事例研究中」とあるが、具体的にどのような研究をしているのか。	国の推奨している立地適正化計画 等について、他市町の状況を情報収 集し、研究しました。 協議の結果、この項目については削 除いたします。	В
2 8	「5 具体的な施策と取り組み内容」として市が山林の効率的な間伐を行うとあるが、市が間伐を行うのか。	ご意見を参考に、取り組み内容について変更いたします。	В

2 9	カーボンニュートラルとして推進しても、燃料のための過度な間伐や皆 伐を行って森林が減少しては吸収量が足りず、結果 CO2 排出量増加とな	森林の保全については P42 に記載されており、環境破壊につながる過度な伐採は行われないと考えます。	$\mathbf{C}$
	るため、森林保全を行うことを「5 具体的な施策と取り組み内容」に明 記することを要望する。		
3 0	温暖化の進行は明らかであり、緩和 しても冷涼化はしないことから、適 応策が重要であるので、「5 具体的 な施策と取り組み内容」にある防災 対策の推進に「防災計画は環境計画 の趣旨を踏まえて作成されているこ と」「降雨量等の想定やそれに関する 見直しの頻度」を記載するとわかり やすい。	当計画は地球温暖化対策計画であ り、適応としての防災は重要ではあ りますが、降雨量や見直しの頻度等 の具体的内容は防災計画に記載さ れております。	C